

## 平成目安箱への回答 No.4 (固定資産税の納期についてほか)

担当主管課：税務課収納係 (内線 251)

要望等内容	回答
<p>平成25年5月2日の、固定資産税の延滞金の計算がおかしいとFAXしたところ、平成25年5月8日付で、ありきたりの回答をいただきました。</p> <p>私が問題にしているのは、瑣末な形式上の問題、つまり本税額に利率と経過日数を乗じて算出する、延滞金の数学上の計算の正誤ではありません。</p> <p>大磯町の延滞金に対する本質的な姿勢と、それに関わる問題について、再度お尋ねするので、回答をお願いします。</p> <p>1 地方税法では、固定資産税の法定の納期は、4月、7月、12月、2月と定められており、但し書きで、特別な事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる(362条1項)とされています。大磯町が、異なる納期を定めた特別な事情と、その開始時期を教えてください。</p> <p>2 県内の市町村において、ほかに固定資産税の法定納期を採用していない自治体はありますか。あればその自治体名と、その採用理由を教えてください。</p> <p>3 平成23年度の固定資産税(現年課税分)の期別の収納率と、期別の、延滞金額及び延滞金の収納率を教えてください。平成23年度の出納閉鎖日現在で結構です。</p> <p>4 大磯町において、固定資産税の前納報奨金制度は、いつからいつまで採用されていましたか。近年廃止された理由も教えてください。また、最終年度の前納報奨金の金額(決算額)も教えてください。</p> <p>5 最後に、固定資産税の納期限を、法定納期限に戻すおつもりはありますか。あるならばそれはいつからですか。ないならば、法定納期限と異なる納期を継続する、現在の特別な事情を教えてください。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、質問1の当町が、異なる納期を定めた特別な事情とその開始時期につきましては、固定資産税の納期の完納を年内にするために昭和33年4月1日から開始しています。その後更に、地方税法の改正により、平成15年4月1日から第1期納期を変更しています。</p> <p>質問2の県内の市町村における固定資産税の法定納期を採用していない自治体は、19市12町1村のうち16市10町1村となっています。その主な採用理由は、年内に税込確保をするためです。</p> <p>質問3の平成23年度の固定資産税(現年課税分)の期別の収納率は、期別納付のほか全納することもできるため、期別の収納率は算出しておりません。年間での収納率は98.4%となっています。平成23年度の延滞金の調定額は、納めた時点で金額が確定するため、収納率を算出することはできません。そのため期別の延滞金額も算出することができません。なお、平成23年度の固定資産税の延滞金の収納額は、2,913,800円です。</p> <p>質問4の固定資産税の前納報奨金制度は、昭和50年4月から平成16年3月まで実施していました。廃止理由は、制度開始から既に28年を経過し、市中金利の引き下げや町民税を給与から差引かれる給与所得者には適用されないという不公平感を鑑み、それに合わせる形で廃止しました。県内市町村の前納報奨金の状況は、19市12町1村のうち19市11町1村が廃止しております。最終年度の固定資産税の前納報奨金の金額は、2,974,180円です。</p> <p>質問5の固定資産税の納期限につきましては、現時点では法定納期限に戻す考えはありません。法定納期限と異なる納期を継続する現在の特別な事情は、年内に税込確保をすることにより、安定した財政運営を維持することによるためです。</p> <p>大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。</p>